

有給休暇規定

「無期準社員・派遣スタッフ用」

株式会社 ゾネシステムズ

有給休暇規定

(目的)

第1条 この規定は、株式会社ゾネシステムズ（以下「会社」という）の一般派遣労働者(以下「無期準社員及び派遣スタッフ」という)の年次有給休暇（以下「有給休暇」という。）に関する事項を定めたものである。

(法令との関係)

第2条 この規定に定めない事項に関しては関係法令によるものとし、必要なものはその都度定める。

(有給休暇付与日数)

第3条 会社において、就業開始から6ヵ月間継続勤務した無期準社員及び派遣スタッフの有給休暇は、その就労日数に応じて以下の基準により付与する。

起算日から0.5年間の総就労日数	有給休暇付与日数	最初の有給休暇が付与された日から1年毎の総就労日数	1年毎に付与される有給休暇日数					
			1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6年以上
109日以上	10	217日以上	11	12	14	16	18	20
85日～108日	7	169日～216日	8	9	10	12	13	15
61日～84日	5	121日～168日	6	6	8	9	10	11
37日～60日	3	73日～120日	4	4	5	6	6	7
24日～36日	1	48日～72日	2	2	2	3	3	3

(有給休暇請求方法)

第4条 有給休暇は、勤務開始後6ヵ月を（次年度においては更に1年を）経過した無期準社員及び派遣スタッフが、会社に請求した場合に、当該期間の総就労日数を確認後、付与日数を通知することにより付与する。

(有給休暇利用方法)

第5条 有給休暇は、原則有給休暇利用の一週間前迄に会社に電話等にて請求するものとする。

2. 有給休暇は半日（1日勤務時間の半分）を単位として利用できることとする。

(有給休暇利用日の給与)

第6条 有給休暇利用した日の給与については、利用する日を含む契約で取り決めた時間給と、所定労働時間数を掛け合わせた金額とする。但し、フレックスタイム制を適用されている場合においては、標準となる一日の労働時間就労したものとみなす。

(有給休暇の利用)

第7条 会社は無期準社員及び派遣スタッフが請求した時季に有給休暇を付与する。但し、業務上の都合により、正常な運営を妨げる場合には会社は時季を変更することができる。

(有給休暇の有効期限)

第8条 当該年度に行使しなかった有給休暇は次年度に繰り越すことができる。

2. 前項により繰り越した有給休暇はその年度内のみ有効とし、更に次年度には繰り越すことはできない。

以上